各申請・届出に係る本人確認と訂正権限について

令和4年5月1日 京都府建設交通部指導検査課

(1) 概要

申請様式への押印廃止、なりすまし申請防止及び法令遵守の観点から、各種手続きの際に、<u>来所者の本人確認</u>を実施させていただきます。また、本人確認の実施により、窓口における<u>申請書等の訂正権限</u>についても、整理いたしました。

(2) 対象となる手続き

建設業許可、経営事項審査、解体工事業登録、 浄化槽工事業登録及び特例浄化槽工事業に係る申請及び届出

(3) 施行開始日

施行開始日:令和4年10月1日

(4) 施行後の取扱い

	来所者		本人確認資料(原本)	窓口での訂正
1	由≢↓	代表者	①(下記参照)	認める
2	申請人	従業員・家族	①+②(下記参照)	認める
3	行政書士	代理人	行政書士証票+委任状	認める
4		代行者	行政書士証票(+委任状)	認めない
5	なな事士	代理申請の場合	行政書士補助者証	認めない
	行政書士	の場合	+行政書士への委任状	
6	補助者	代行申請	行政書士補助者証	認めない
		の場合	(+行政書士への委任状)	
7	その他	代行者	①(下記参照)	認めない

- ①来所者の本人確認ができるものとして、次のいずれか 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、特別永住証明書、在留カード、 公的機関が発行した免許証及び資格者証(顔写真あり)
- ②申請者と来所者の関係性が確認できるものとして、次のいずれか 社員証、健康保険証(所属が確認できるもの)、名刺(左記2つがない場合のみ)
- 〇本人確認書類は、申請等の時点で有効なものの原本を御提示ください。
- ○本人確認できない場合は、申請等の受付はできません。
- ○本人及び代理人は、窓口での訂正を認めております。ただし、本人以外の第三者が作成した文書(例:実務経験証明書など)については訂正いただけません。

- ○本人及び代理人以外の者(いわゆる使者)は、窓口での訂正は認められておりません。 申請者が訂正し、再度御提出をお願いいたします(申請者印及び捨印の押印があった としても同様)。ただし、使者であっても、以下のような不備が<u>軽微かつ明白</u>な場合に ついては、例外的に窓口での訂正を認めております。
 - (例) 誤字脱字、計算ミス、氏名、住所、生年月日、役職名等

【軽微とは】…審査基準に係らないもの

【明白とは】・・・確認書類等により間違い及び正しい情報が 明白に確認できるもの

○本人確認は、訂正の有無に関わらず、書類の提出時は必ず行います。 確認のタイミングは次のとおり

	I	+ 1 7#=10	I
申請方法	申請例	本人確認の タイミング	備考
来所のみ	許可、経審、解体、 浄化槽、証明書	来所時に確認	
郵送+来所	許可、解体、浄化槽	来所時(手数料 納入時)に確認	訂正が必要な場合は、来 所時に訂正権限のある者 が行う。
電子+来所	証明書	来所時(手数料 納入時)に確認	訂正が必要な場合は、来 所時に訂正権限のある者 が行う。
郵送のみ	変更届、廃業届	電話にて確認	郵送のみで受付が完了するものについては、書類による本人確認は行わず、送付者に架電し、本人との関係及び届出の意思を確認する。

(5) その他注意事項

- 〇行政書士以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、行政書士法違反となります。
- 〇委任状の受任者欄が、行政書士事務所(代表者)である場合、来所者が当該事務所所 属の行政書士であっても、当該行政書士は使者として扱います。当該行政書士を代理 人とする場合は、復代理人への委任が必要となります。
- ○復代理人が申請する場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、 代理人から復代理人への委任状が別途必要となります。
- 〇行政書士が申請書等を作成した場合は、代理申請・代行申請を問わず、申請書に、行 政書士の記名・職印の押印が必要となります。なお、押印する位置は問いません。